

「勤い(つよい)草となるため」の勉強会 (経営に役立つ研修会)

第3回 民法改正はビジネスにどんな影響を与えるのでしょうか?(その②)

～主に時効の管理や保証人と等お金の回収と確保に関する注意・改正点について～
(120年ぶりの民法改正の影響)

今年の5月、120年ぶりに民法の債権法部分を中心に時効や債権に関わる事柄・契約に関わる事柄が改正されました。ここ数年議論されていたところですが、民法は意外とわたしたちの生活やビジネスに大きくかかわってきます。

普段の業務でいうと、注文や発注、売掛金回収・担保などがありますが、改正による影響が生じる点について最新の情報や今後について知る機会になります。

この勉強会は通常のセミナーとは異なり、ご参加の皆様と講師役で話し合いをしながら進めていく形式になります。

【このセミナーの狙い】

- 今後の業務に影響のある民法改正についてキャッチアップできます。
- お金の回収や保証など業務に関わる改正点をいち早くフォローできます。

実施日時 平成29年10月17日(火) 午後6時半から8時

場 所 ロイヤルタワー2階会議室(広島市南区稲荷町1番1号)

参加費用 1,000円



講師役 片島 由賀
(勁草法律事務所 弁護士)

※当事務所ないし上記会議室には駐車場がございませんので、お車でお越しの場合
はお手数ですが最寄りのコインパーキングにご駐車下さい。

※勉強会終了後近くの飲食店にて懇親会を行う予定です。

準備の都合上10月10日(火)までに
出欠のご回答をファクス下さい。

FAX 返送先 **082-569-7526**

※FAX 番号をお間違えのないようによろしくお願いいたします。

10月17日(火)第3回 勁い草となるための勉強会
ご出欠回答書

■ 勉強会に
(午後6時半～8時)

ご出席

ご都合により欠席

■ 懇親会に
(午後8時～午後10時頃)

ご出席

ご都合により欠席

貴社名	
お名前	



■ 実施日時

平成29年10月17日(火)
午後6時半から8時

■ 場 所

ロイヤルタワー2階会議室
(広島市南区稻荷町1番1号)

※当事務所ないし上記会議室には駐車場がございませんので、お車で越しの場合はお手数ですが最寄りのコインパーキングにご駐車下さい。